

定時決定における健康保険料の決定について

保険料は毎月支払われる給与の総支給額(報酬月額)を一定の範囲の50等級に区分した「標準報酬月額」に健康保険料率(現在は9.7%)を乗じた金額が、毎月の健康保険料となります。実際に受けている給与の総支給額(報酬月額)と既に決定されている標準報酬月額と大きく差が生じないように標準報酬月額の改定を行います。

定時決定について

毎年1回4、5、6月に支払われた3か月間の給与の総支給額(報酬月額)を用いて改定する事を「定時決定」といいます。定時決定で改定した標準報酬月額に保険料を乗じた保険料が、その年の9月1日～翌年8月31日まで用いられます。

保険料について

4・5・6月に支払われた給与の平均額が310,000円の場合

310,000円→(報酬月額)23等級 320,000円

320,000円×9.7%(保険料率)=31,040円/月(健康保険料)

健康保険料は事業主と被保険者で折半となりますので、**15,520円/月**がそれぞれの負担額となります。

4月		5月		6月	
残業手当 21,000円	残業手当 30,000円	通勤手当 13,000円	通勤手当 13,000円	通勤手当 13,000円	通勤手当 13,000円
基本給 280,000円	基本給 280,000円	基本給 280,000円	基本給 280,000円	基本給 280,000円	基本給 280,000円
314,000円	323,000円	293,000円			
3か月の平均額 310,000円					

報酬月額(単位:円)		標準報酬月額(単位:円)	
以上	未満	等級	月額
	~63,000	1	58,000
	}	}	}
	290,000~310,000	22	300,000
	310,000~330,000	23	320,000
	}	}	}
	1,355,000~	50	1,390,000

報酬月額の対象となるものは？

基本給や住宅手当、残業手当、通勤手当など名称にかかわらず、労働の対価として支払われるすべてのものを含まれます。



資格取得届・被扶養者異動届にはマイナンバーの記載をお願いします

事業主の皆さまへのお願い

届出は5日以内に健保組合へ提出

健康保険法施行規則が改正され、事業主は資格取得の事実があった日から5日以内にマイナンバー記載の届出を健保組合へ届け出る義務があることが明文化されました。

「資格取得届」へのマイナンバー記載義務が明文化されました
※「被扶養者異動届」についても法令上マイナンバー記載義務があります

令和5年3月から内定者は入社前に届ける事ができます

厳格な本人確認を行い、正確にマイナンバーまたは住民票の住所を記載

健康保険法施行規則改正により、事業主は資格取得届の届出に関し、被保険者へマイナンバーの提出を求め、または記載事項に係る事実確認をすることができると規定されました。正確なマイナンバーもしくは住民票に記載されている氏名(漢字・カナ)・生年月日・性別・住所を資格取得届に記載してください。

従業員の皆さまへのお願い

事業主からマイナンバーを求められた方は事業主に提出を

従業員の皆さまは、事業主からマイナンバーの提出を求められた場合には、すみやかにこれに応じてください。また、マイナンバーが不明であるなど提出できない場合には、医療機関の窓口でオンライン資格確認ができない場合があります。

※地方公共団体情報システム機構(J-LIS)照会により、5情報(漢字・カナ氏名、生年月日、性別、住所)が確認出来ない方につきましては、健保組合から事業主を通して、「マイナンバーカードの写し」または「マイナンバーが記載された住民票の写し」の提供を求める場合がございますので、その際はすみやかにご対応願います。